

別紙

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、探偵業者等（探偵業者又はその探偵業従事者をいう。以下同じ。）が法令違反行為等を行った場合に、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、その探偵業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 探偵業に関し、法又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。
- (8) 探偵業従事者 探偵業者の業務（探偵業務のほか、探偵業に係る経理、庶務等、役員が行う取締役、監査等その他の業務を含む。）に従事する者をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (3) 探偵業者等が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。
 - ア 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。
 - イ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者等（当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。
 - ウ ア又はイに掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。

(指示を行うべき場合の例外)

第5条 探偵業等が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわ

らず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。
- (2) 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

(指示と営業停止命令の関係)

第6条 営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
- (2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (3) 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の業務に従事させることにより、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき

に、公安委員会が定める一定の期間、当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置

(4) 前各号に掲げる措置のほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

(5) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、各号の目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

3 第1項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付することができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

(1) 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(3) 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことによ

り、その探偵業従事者が法令違反行為（Ⅰに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

イ 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。

エ 探偵業者又等が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に、著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認められるときその他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（営業停止命令の個数）

第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

（営業停止命令に係る期間）

第11条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。

(2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。

- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(営業停止命令の併合)

第12条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。
- (2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。
- (3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

(観念的競合等)

第13条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為

等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

- 2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第11条に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第14条 探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第15条 営業停止期間は、第11条から前条までに規定する基準期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であるとき。
- (2) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前10年以内に、当該探偵業者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。
- (3) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。
- (4) 探偵業者等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。

(5) 探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その探偵業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。

(6) 探偵業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 多数の探偵業従事者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

(2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。

(3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であるとき。

(4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該探偵業者等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

(5) 探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その探偵業者の過失が極めて重大であると認められるとき。

(6) 探偵業者等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

(7) 探偵業者に改^{しゅん}悛の情が見られないとき。

附 則

この基準は、令和7年3月27日から施行する。

